

坂水給発第836号
令和3年10月5日

各指定給水装置工事事業者様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

道路占用許可申請願について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

道路占用許可申請において、下記の点につき、道路管理者より指導がありました。

つきましては、今後、道路占用許可申請願を提出する場合、下記の点に留意して提出してください（別紙作成例参照）。

記

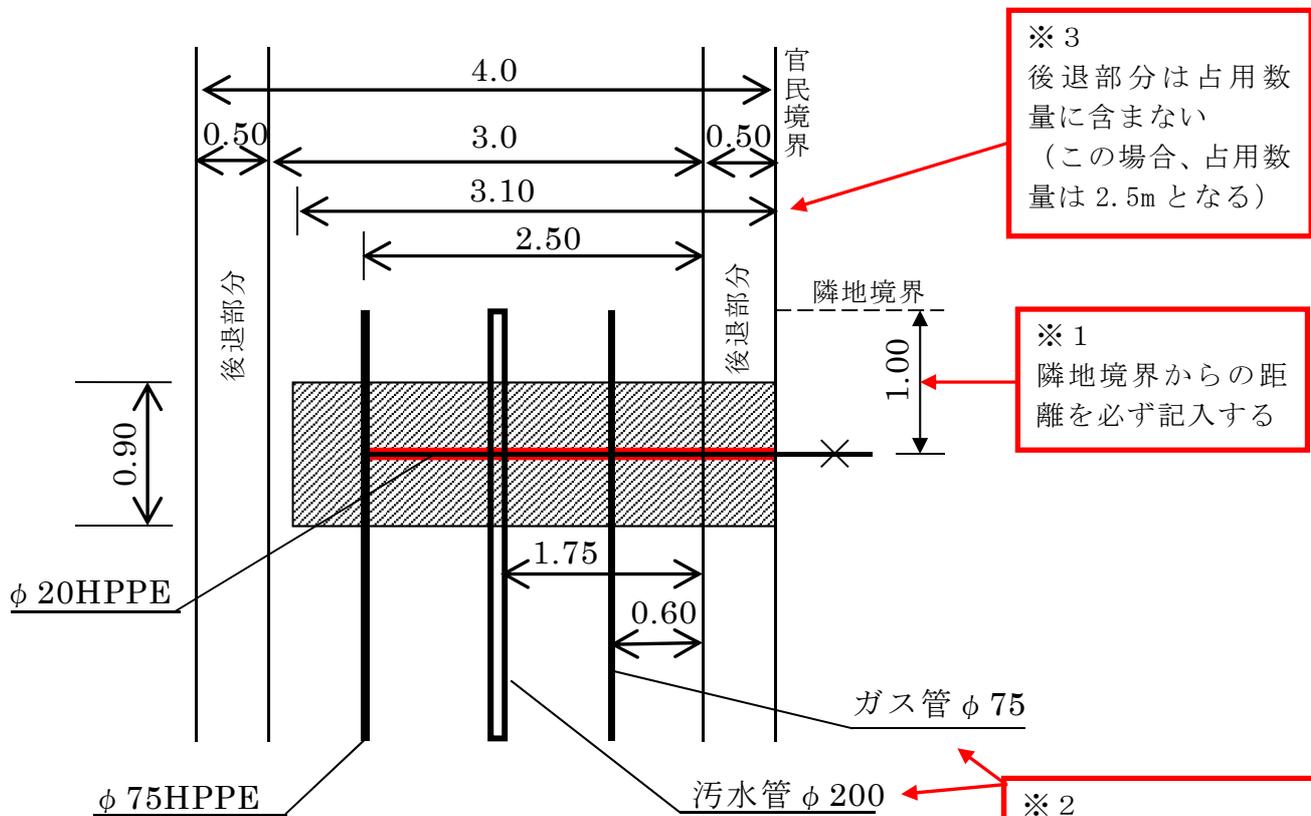
- 1 平面図に隣地境界から給水管までの距離を記載すること（別紙※1）
- 2 平面図及び断面図に水道管以外の埋設物件の占用位置を記載すること（別紙※2）
- 3 該当道路に道路後退がある場合、後退部分は占用数量に含めないこと（別紙※3）

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当
049-283-1954

平断面図作成例

平面図 S=1/50

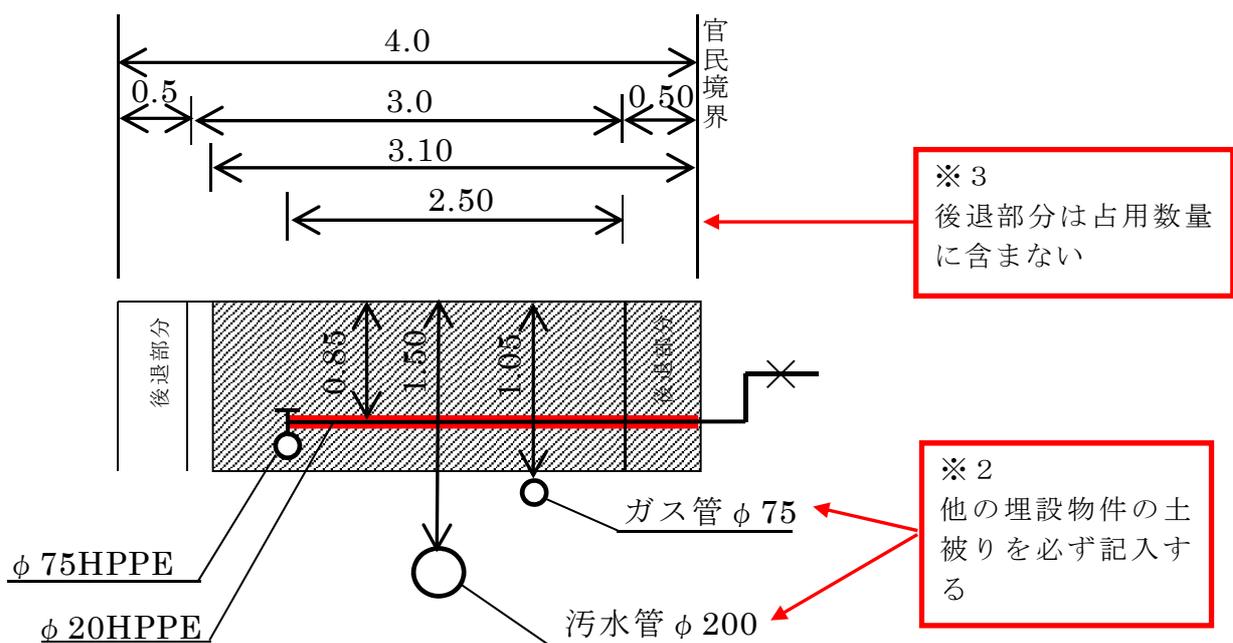


※ 3
後退部分は占用数量に含まない
(この場合、占用数量は 2.5m となる)

※ 1
隣地境界からの距離を必ず記入する

※ 2
他の埋設物件の位置を必ず記入する

断面図 S=1/50



※ 3
後退部分は占用数量に含まない

※ 2
他の埋設物件の土被りを必ず記入する

※給水管とガス管の離隔は必ず 15 cm 以上とすること。